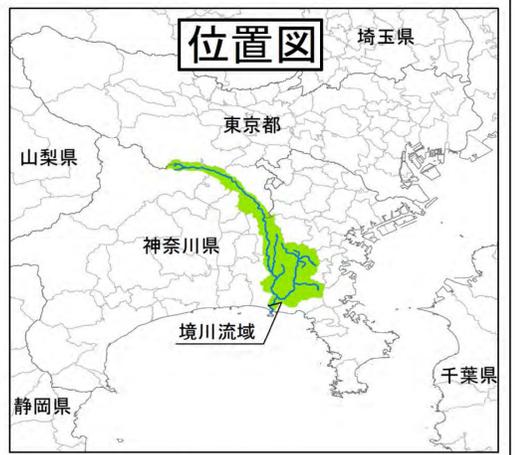
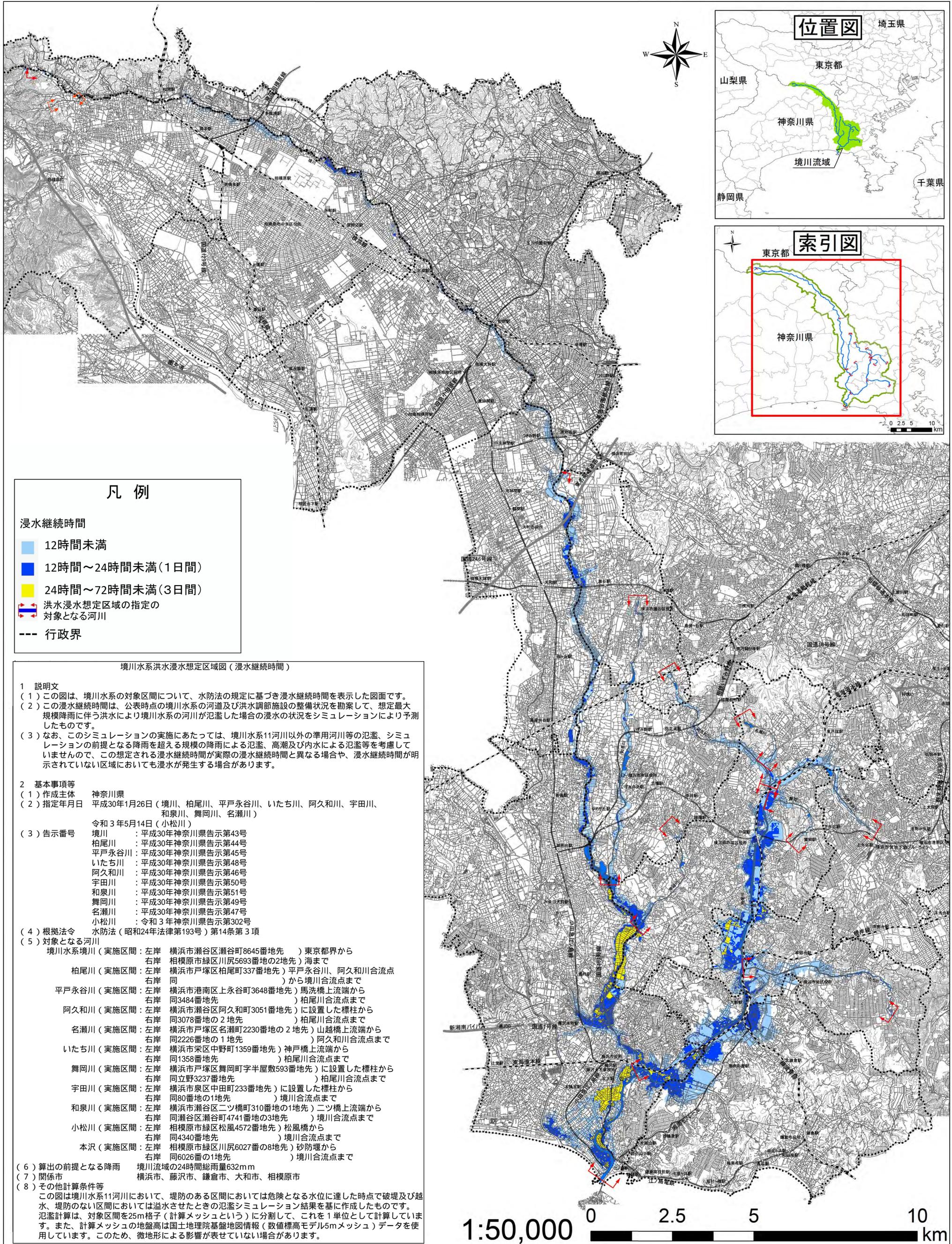


境川水系 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)



凡例

浸水継続時間

- 12時間未満
- 12時間～24時間未満(1日間)
- 24時間～72時間未満(3日間)
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川
- 行政界

境川水系洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)

- 1 説明文
 - (1) この図は、境川水系の対象区間について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示した図面です。
 - (2) この浸水継続時間は、公表時点の境川水系の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により境川水系の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、境川水系11河川以外の準用河川等の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。
- 2 基本事項等
 - (1) 作成主体 神奈川県
 - (2) 指定年月日 平成30年1月26日(境川、柏尾川、平戸永谷川、いたち川、阿久和川、宇田川、和泉川、舞岡川、名瀬川)
 - (3) 告示番号

境川	: 平成30年神奈川県告示第43号
柏尾川	: 平成30年神奈川県告示第44号
平戸永谷川	: 平成30年神奈川県告示第45号
いたち川	: 平成30年神奈川県告示第48号
阿久和川	: 平成30年神奈川県告示第46号
宇田川	: 平成30年神奈川県告示第50号
和泉川	: 平成30年神奈川県告示第51号
舞岡川	: 平成30年神奈川県告示第49号
名瀬川	: 平成30年神奈川県告示第47号
小松川	: 令和3年神奈川県告示第302号
 - (4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項
 - (5) 対象となる河川

境川水系境川(実施区間: 左岸	横浜市瀬谷区瀬谷町8645番地先	東京都界から
右岸	相模原市緑区川尻5693番地の2地先	海まで
柏尾川(実施区間: 左岸	横浜市戸塚区柏尾町337番地先	平戸永谷川、阿久和川合流点
右岸	同	から境川合流点まで
平戸永谷川(実施区間: 左岸	横浜市港南区上永谷町3648番地先	馬洗橋上流端から
右岸	同3484番地先	柏尾川合流点まで
阿久和川(実施区間: 左岸	横浜市瀬谷区阿久和町3051番地先	に設置した標柱から
右岸	同3078番地の2地先	柏尾川合流点まで
名瀬川(実施区間: 左岸	横浜市戸塚区名瀬町2230番地の2地先	山越橋上流端から
右岸	同2226番地の1地先	阿久和川合流点まで
いたち川(実施区間: 左岸	横浜市栄区中野町1359番地先	神戸橋上流端から
右岸	同1358番地先	柏尾川合流点まで
舞岡川(実施区間: 左岸	横浜市戸塚区舞岡町字半屋敷593番地先	に設置した標柱から
右岸	同立野3237番地先	柏尾川合流点まで
宇田川(実施区間: 左岸	横浜市栄区中田町233番地先	に設置した標柱から
右岸	同80番地の1地先	境川合流点まで
和泉川(実施区間: 左岸	横浜市瀬谷区二ツ橋町310番地の1地先	二ツ橋上流端から
右岸	同瀬谷区瀬谷町4741番地の3地先	境川合流点まで
小松川(実施区間: 左岸	相模原市緑区松風4572番地先	松風橋から
右岸	同4340番地先	境川合流点まで
本沢(実施区間: 左岸	相模原市緑区川尻6027番の8地先	砂防堰から
右岸	同6026番の1地先	境川合流点まで
- (6) 算出の前提となる降雨 境川流域の24時間総雨量632mm
- (7) 関係市 横浜市、藤沢市、鎌倉市、大和市、相模原市
- (8) その他計算条件等

この図は境川水系11河川において、堤防のある区間においては危険となる水位に達した時点で破堤及び越水、堤防のない区間においては溢水させたときの氾濫シミュレーション結果を基に作成したものです。氾濫計算は、対象区間を25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は国土地理院基礎地図情報(数値標高モデル5mメッシュ)データを使用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。

1:50,000 0 2.5 5 10 km

横浜市:【横浜市地形図複製承認番号 平28建都計第9114号】
相模原市:この地図は、相模原市地形図を使用したものである。
大和市:この測量成果は、大和市長の複製承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである。
鎌倉市:この測量成果は、鎌倉市長の複製承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである。(複製承認番号:鎌倉市指令部計第33号)
藤沢市:この測量成果は、藤沢市長の複製承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである。
町田市:この地図は「H25 町田市共通地形図」を使用したものである。